

## 控除額計算表(表)

### ⑬ 社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、前年中に支払った国民年金、国保税(料)、後期高齢者医療保険料、※介護保険料、任意継続保険料、雇用保険料などがある場合に記入してください。  
※(年金より天引きされている場合は年金受給者自身の控除となります。)

社会保険料控除

円

### ⑭ 小規模企業共済等掛金控除

あなたが前年中に小規模企業共済(旧第2種共済契約を除きます)制度および企業型又は個人型年金加入者掛金等を支払った場合に記入してください。

小規模企業共済控除

円

### ⑮ 生命保険料控除 (最高 7万円)

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約・介護医療保険契約または個人年金保険契約などの保険料や掛金をあなたが前年中に支払った場合に記入してください。

A	旧一般生命保険料支払額	円
B	新一般生命保険料支払額	円
Aの金額を計算式Ⅰに当てはめた金額 イ		
Bの金額を計算式Ⅱに当てはめた金額 ロ		
イ+ロ (上限28,000円) ハ		
イとハのいずれか大きい額 ニ		
C	介護医療保険料支払額	円
Cの金額を計算式Ⅱに当てはめた金額 ホ		
D	旧個人年金保険料支払額	円
E	新個人年金保険料支払額	円
Dの金額を計算式Ⅰに当てはめた金額 ヘ		
Eの金額を計算式Ⅱに当てはめた金額 ト		
ヘ+ト (上限28,000円) チ		
トとチのいずれか大きい額 リ		

計算式Ⅰ

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	一律35,000円

計算式Ⅱ

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

生命保険料控除

ニ+ホ+リ

上限70,000円

円

※ニ、ホ、リの合計額が70,000円を超えた場合は一律70,000円が控除額となります。

### ⑯ 地震保険料控除 (最高 2万5千円)

C+D が25,000円を超えた場合控除額は、一律25,000円

あなたが住宅や家財などの生活資産の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、または、※長期損害保険契約(満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上の損害保険契約)に係る保険料や掛金を、前年中に支払った場合それぞれ記入してください。

A	支払った地震保険料(年間)	円
Aの金額		
控除額		
C	50,000円以下	A×0.5
	50,001円から	一律 25,000円

B	支払った旧長期損害保険料(年間)	円
Bの金額		
控除額		
D	5,000円以下	Bの金額
	5,001円から 15,000円まで	B×0.5+2,500円
	15,001円から	一律 10,000円

※平成18年末まで締結し、平成19年1月1日以降契約に変更のないものに限る。

地震保険料控除

C+D

上限25,000円

円

### ⑰ ひとり親控除

現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、次のA~Cのいずれにも当てはまる方。

A	合計所得金額が500万円以下であること。
B	総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除きます。)がいること。
C	事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者(※1)がいないこと。

ひとり親控除

300,000円

円

### ⑱ 寡婦控除

上記の「ひとり親」に当たらない方で、次のA~Cのいずれにも当てはまる方。

A	合計所得金額が500万円以下であること。
B	以下のいずれかに該当すること ・夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ・夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族(※2)を有する方
C	事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者(※1)がいないこと

寡婦控除

260,000円

円

※1 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫(未届)」などと記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が「妻(未届)」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。

※2 合計所得金額が48万円以下の方に限ります。なお、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除きます。

### ⑲ 勤労学生控除

あなたが学生・生徒で合計所得金額が65万円以下で、そのうち自己の勤労に基づく事業所得・給与所得以外の所得が10万円以下である場合に控除が受けられます。

勤労学生控除

260,000円

円

## 控除額計算表(裏)

### ⑳ 障害者控除

あなたやあなたの控除対象配偶者やその他の扶養親族が障害者である場合

区分	控除額	対象者
普通障害者	260,000円	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級など
特別障害者(非同居)	300,000円	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A級など(非同居の場合)
特別障害者(同居)	530,000円	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A級など(同居の場合)

※手帳がない場合でも控除の対象になる場合があります。

**障害者控除**

左図のとおり

円

### ㉑ 配偶者控除 ㉒ 配偶者特別控除

あなたの合計所得(⑫欄)が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除きます。)の前年中の合計所得金額に応じて下記の表のとおり控除が受けられます。

		納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
配偶者の合計所得		控除額			
配偶者控除	控除対象配偶者(70歳未満)	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者(70歳以上)		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超105万円以下	31万円	21万円		
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円		
133万円超		控除適用なし			

・納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超え、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除の適用はありませんが、配偶者が障がい者であった場合は、障害者控除の対象となります。

・夫と妻の両方が配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

**配偶者控除**

左図のとおり

円

**配偶者特別控除**

左図のとおり

円

### ㉓ 扶養控除

あなたに、前年中の合計所得金額が48万円(給与所得のみの場合は収入金額103万円)以下の扶養親族(配偶者・事業専従者を除きます。)がいる場合に控除が受けられます。

区分	控除額	対象者・備考
16歳未満の扶養親族	0円	平成24年度より16歳未満の扶養控除が廃止されました。
特定扶養親族	450,000円	19歳以上23歳未満の扶養親族
老人扶養親族	380,000円	70歳以上の扶養親族
同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうちあなたや配偶者の直系の尊属(父母や祖父母など)で、同居を常としている扶養親族
一般扶養親族	330,000円	上記以外の扶養親族

※年齢は前年12月31日現在の年齢です。

16歳未満の方を扶養している場合、控除額はありますが市県民税の課税・非課税の判定や、障がい者であった場合は、障害者控除の対象となります。

**扶養控除**

左図のとおり

円

### ㉔ 基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超～2,450万円以下	290,000円
2,450万円超～2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	0円

**基礎控除**

左図のとおり

円

### ㉕ 雑損控除

雑損控除については直接、税務課(853-5308)までお問い合わせください。

**雑損控除**

円

### ㉖ 医療費控除(最高200万円)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、前年中に支払った医療費がある場合に記入してください。

A	支払った医療費	円	D	申告書⑫の金額	円
B	保険金などで補てんされる金額	円 <td>E</td> <td>D × 5%</td> <td>円</td>	E	D × 5%	円
C	A - B	円 <td>F</td> <td>10万円とEのいずれか少ない方の金額</td> <td>円</td>	F	10万円とEのいずれか少ない方の金額	円

**医療費控除**

C - F

円

セルフメディケーション税制の特例を選択(最高8万8千円)

A	OTC医薬品支払金額	円	C	差引金額(A-B)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円 <td>D</td> <td>控除額(C-12,000円)</td> <td>円</td>	D	控除額(C-12,000円)	円

**医療費控除**

D

円

※医療費控除とセルフメディケーション税制の特例は選択です(同時に適用できません)

※この控除額計算書を参考に市・県民税申告書の控除額等を記入してください。なお、計算表の番号と申告書の番号は同じです。ご不明な点等がございましたら湯上市役所税務課までご連絡ください。